

## 議第55号

## 公立大学法人京都市立芸術大学定款の変更について

公立大学法人京都市立芸術大学定款の一部を次のように変更する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

第9条第9項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、京都市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第9条第10項中「京都市長（以下「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

11 監事は、法人が次に掲げる書類を京都市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の  
総務省令で定める書類

(2) その他京都市の規則で定める書類

第12条第3項本文中「2年」を「その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日まで」に改める。

## 附 則

この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人京都市立芸術大学の監事の職務及び権限並びに任期を変更する必要があるので提案する。